

**【資料6】**

**【柏女委員提出資料】**

## 子ども虐待防止、社会的養護に関する国の動向について

柏女 霊峰

### 1. 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

増加する子ども虐待に対し、子どもの命がこれ以上失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって取り組む「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が、平成 30（2018）年 7 月に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議によって決定された。そのなかで、平成 28（2016）年から平成 31（2019）年度までの児童相談所強化プランを前倒しするほか、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ平成 31（2019）年度から 2022 年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）も策定されることとなった。

その骨子は、児童相談所の一層の体制強化を図るため、児童福祉司の増員を図るほか里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司を配置すること、児童心理司、保健師、弁護士配置の強化、一時保護所の職員体制の強化を図ることである。また、市町村の体制強化として、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、要保護児童対策地域協議会の機能強化も図られることとなり、市町村における包括的支援の強化と都道府県児童相談所との連携強化による切れ目のない支援が求められている。

### 2. 社会的養育ビジョン

平成 27（2015）年度から、「社会的養護の課題と将来像」<sup>1</sup>の実現に向けて、都道府県家庭的養護推進計画や都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づいて施策の推進が図られている。その一環として、社会的養護関係施設の小規模化、地域化に向けた職員配置基準の向上も実現した。児童養護施設の場合、保育士と児童指導員を合わせた直接処遇職員の配置を、職員と子どもの愛着関係の形成を考慮して、0、1 歳児 1.3 : 1、2 歳児 2 : 1、3 歳以上幼児 3 : 1、小学校以上 4 : 1 とした。

また、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数の増が図られ、2029 年度末までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を 1/3 ずつにすること、そのために児童養護施設及び乳児院における里親支援専門相談員の配置、児童養護施設等の職員給与の増並びにキャリアアップの仕組みの創設も図られた。これで、児童養護施設の職員配置基準は、主として知的障

---

<sup>1</sup>厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が平成 23（2011）年 7 月に取りまとめた報告書であり、これからの社会的養護のあり方を示すビジョンである。政府は平成 24（2012）年 11 月 30 日に、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」を發出し、今後、15 年をかけてこの構想を実現するべく、各都道府県に計画の策定を求め、平成 27（2015）年度から同計画が実施に写されている。

害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設のそれを超えた<sup>2</sup>。

平成 28 (2016) 年改正児童福祉法第 3 条の 2、第 48 条の 3 にみる家庭養護優先の原則や施設入所中の子どもに家庭養護、家庭的養護を提供する施設の役割規定は、単なる理念規定ではない。また、本来、障害児入所施設においても適用されるべき規定である。

改正児童福祉法を受け、平成 29 (2017) 年 8 月には、政府の検討会により社会的養護の新たな方向性を示す「新しい社会的養育ビジョン」<sup>3</sup>が公表されている。報告書は、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して、乳幼児期から段階を踏みながら徹底化、家庭養育が不適当な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④パーマネンシー保障の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などを、時限を区切ってめざすものである。

なかでも、就学前の子どもはおおむね 7 年以内に里親委託率 75%を達成し、学童期はおおむね 10 年以内をめどに里親委託率 50%以上を実現するという数値目標は、これまでの数値目標を大きく上回るものと、関係者に衝撃をもって受け止められている。これに基づけば、今後、施設の役割は大きく変質することとなり、在宅サービスの在り方も大きく変わることが予想される。

これらを受け、平成 30 (2018) 年 7 月には、厚生労働省から「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が子ども家庭局長通知として発出されている。あわせて、「一時保護ガイドライン」、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」、「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」が通知されている。「児童相談所運営指針」も改訂された。

今後は、家庭養護支援、特に、民間里親支援機関の充実と児童福祉施設の里親支援、里親を包むチーム養育の在り方の検討など、社会的養護全体のシステム改革が必要とされている。施設から里親に委託すると施設が経営難になるという現在の措置費のありようの是正、つまり、家庭養護推進にインセンティブ（意欲刺激）が働くシステム改革も求められてくることとなるだろう。児童福祉施設の機能進化が求められているのである。児童福祉施設の入所決定権限の市町村移譲など、子ども家庭福祉基礎構造の再構築も検討すべきである。

<sup>2</sup> これを受け、平成 31(2019)年 2 月から、厚生労働省障害保健福祉部において障害児入所施設のあり方に関する検討会(柏女霊峰委員長)が開催されており、年内にも報告書が取りまとめられる予定となっている。

<sup>3</sup> 厚生労働省に設置された「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が平成 29 (2017) 年 8 月に取りまとめたビジョンであり、在宅サービスから代替養育までを一貫して充実し、特に里親養育等の家庭養育について就学前児は 75%、学齢児は 50%とすることを求めるなど高い数値目標を設定している。